第 4323 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 9月 12日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ☆ 雇用促進税制がスタート

**Q**:雇用促進税制がスタートしたそうですが、要件等はどうなっているのですか?

**A**:次のようになっています。

## 【解説】

雇用促進税制とは、平成23年4月1日から 平成26年3月31日までの間に始まるいずれか の事業年度(個人は平成24年1月1日から平 成26年12月31日まで)において、雇用者増加数 5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用 増加割合が10%以上等の要件を満たす企業は、 雇用増加数1人当たり20万円の税額控除が受 けられる制度です。要件は、次のとおり。

## 【事業主の要件】

- ①青色申告書を提出する事業主であること
- ②適用事業年度とその前事業年度に事業主都 合による離職者がいないこと
- ③適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者) の数を5人以上(中小企業は2人以上)、か つ10%以上増加させていること
- ④適用年度における給与等の支給額が、比較 給与等支給額以上であること
- ⑤風俗営業等を営む事業主ではないこと

## 【適用を受ける手続き】

- ①事業年度開始後2ヶ月以内に、所轄ハロー ワークに「雇用促進計画を提出
- ②ハローワークに求人の申込み
- ③事業年度終了後2ヶ月以内に雇用増加数等 要件を充足した旨を記載した計画書をハロ ーワークに提出
- ④「雇用促進計画」の写しを確定申告書に添 付して申告







